



PSE Newsletter

令和5年も早くも半分が過ぎました。コロナも落ち着き業績回復に伴い賞与を支給した企業も多くあるのではないかと思います。

さて、今回は中小企業向け『**賃上げ促進税制**』について情報提供させていただければと思います。要件を満たすと大きな節税効果をもたらす制度となっていますので、昇給や賞与の計算基準の参考にしていただければと思います。



中小企業向け **賃上げ促進税制**とは、前年度より従業員の給与等支給額を増加させた場合（一定の要件を満たす必要あり）、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から**税額控除**できる制度です。

● 賃上げ促進税制の利用条件

対象となる企業は、青色申告書を提出している中小企業者等です。

また、賃上げ促進税制の対象は、国内雇用者（法人又は個人事業主の使用人のうち国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者）に限ります。

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に「**開始する**」各事業年度
（個人事業主については、令和5年及び令和6年の各年）

		控除率	
通常要件	雇用者給与支払額が前年度と比べて 1.5% 以上増加	15%	} 最大 40%
上乗せ要件①	雇用者給与支払額が前年度と比べて 2.5% 以上増加	+15%	
上乗せ要件②	教育訓練費の額が前年度と比べて 10% 以上増加	+10%	

※ 税額控除額の上限：法人税額又は所得税額の**20%**（通常・上乗せ共通）が上限となります。

事例



《前期》

従業員数 : 4名
給与等支給額 : 20,000,000 円

《当期》

従業員数 : 4名
給与等支給額 : 20,600,000円 (3%増加)

→ **上乗せ要件①** を満たしている。

※ 前期と比べ**2.5%**以上増加!!

税額控除額 ▶▶ 『**180,000円**』
増加額 600,000円 × 控除率 30%

事例のような法人だと、**1人あたり月額6,250円**の増加で**1.5%**増加(通常要件を達成)となり、**12,500円**の増加で**3.0%**増加(上乗せ要件①を達成)となります。

大きな節税効果となりますので、昇給や賞与の際にこの制度も考慮してみてくださいはいかがでしょうか。